

バリアフリー法等の認定申請における構造計算適合性判定  
に準じた審査に係る事務取扱要領

第1 趣旨

「高齢化、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。)第17条の規定に基づく認定等を受けた建築物については、建築基準法(以下「法」という。)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたものとみなされるため、建築確認の手続きの一環としての構造計算適合性判定(以下、「適判」という。)についても不要となる。

しかし、国の技術的助言では、「適判制度の導入された趣旨に鑑み、従前の認定の審査に加え、適判に準じた審査を行う必要がある」としていることから、当該認定事務においても、適判に準ずる審査方法の整備が必要となっている。

本要領は、適判に準ずる審査手段として、法に基づかない適判(以下、「任意適判」という。)の判定図書の添付を義務付け、当該認定事務を適正かつ円滑に実施するための事務取扱を定めたものである。

第2 対象となる認定申請

- 1 バリアフリー法第 17 条第3項の規定に基づく認定申請(同条第4項の申し出があるものに限る。)
- 2 バリアフリー法第 18 条第1項の規定に基づく認定申請(同条第2項において準用する第17条第4項の申し出があるものに限る。)

第3 適判の必要な建築物の認定事務処理について

- 1 適判が必要な建築物の認定申請は、別図に示すフローにより認定事務を行うものとする。また、認定申請にあたって、任意適判の判定書及びそれに係る図書等は、申請者または代理人等が提出するものとする。
- 2 所管行政庁に提出される任意適判の判定書の様式等については、各適判機関が定めたものによる。

第4 適用範囲

当該要領の適用範囲は、沖縄県内各特定行政庁(那覇市を除く。)の所管区域内とする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年1月1日から施行する。